

午後3時30分開会

○小野委員長 それでは、契約に係る不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、年度末の開催ということもあり、出席理事者は、区議会事務局長及び次長のみとさせていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

日程に入る前に、報道機関から録音及び撮影のお申し出があり、委員会冒頭部分のみの撮影と休憩部分以外の録音を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、撮影を許可いたします。

〔報道機関による撮影〕

○小野委員長 はい。それでは、この程度で終了いたします。

では、日程に入ります。

お手元に本日の日程をお配りしております。このように進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。では、最初に、日程1、陳情審査についてです。

新たに送付された陳情、送付6-16、千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情、そして、（2）継続審査となっております、①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情、以上4件となります。

陳情書の朗読は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。早速ですが、これら、4件の陳情について、一括して取扱いについて確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 まず、本日の時点での取扱いとして、次の日程2の今後の調査の進め方についてにも関連してきますが、当委員会での調査状況を適時適切に陳情者の方々にご報告させていただくことといたしまして、本日は4件とも継続審査とさせていただきたいと思えます。これは、この後にご案内しますが、請求された資料の理解ですとか、それから、執行機関側の進捗の共有、それから基本的な知識、これを委員で共有することで取り組める陳情審査もあるためです。そこで、先ほどのとおり、継続審査ということ、今のところ予定しておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

次に、日程2の今後の調査の進め方についてに入ります。

まず、本日お配りしている資料について、確認させていただきます。

資料1が平成23年当時の100条委員会の中間報告書、資料2が他区及び府中市で制

定されている政治倫理条例の規定について、資料3が類似の事件経過に関する江東区及び府中市の例です。

こちら、まず、お手元にあることをご確認いただけますでしょうか。

よろしいですね。

なお、このほかに、前回の委員会で委員の皆様から資料要求を頂きました公益通報制度、入札監視委員会、入札の仕組み、区との災害協定に関する内容及びその締結の相手方に関する資料及びその説明については、次回以降の、また、次回の委員会で確認させていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。

併せて、いずれかの時点で、執行機関側の調査等の動きについての進捗状況を報告いただき、それについて、質疑していただくことも考えております。さらに前回もご案内させていただきましたが、執行機関のほうから区の契約制度について簡単にご説明いただき、委員の皆様にも共有していただくことも早い段階で始めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

では、本日の配付資料1から3の説明をしていただきます。

○安田区議会事務局次長 それでは、まず、区議会事務局資料1でございますが、こちらは、平成23年3月31日付になっておりますが、公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会中間報告書でございます。

この委員会は、こちらのほうに記載ございますように、平成5年から9年までに行われました区立小学校の校舎解体工事、その入札等の契約事務について調査をし、その経緯を踏まえた再発防止策を講ずると。そして、今後の入札を含む契約手続の公平性、透明性の確保を図ることを目的として、100条の、地方自治法100条の権限を付与された特別委員会として設置をされたものでございます。

こちらの概要といいますか、次ページ、3ページ以降になりますが、こちらのほうをご覧ください。3ページをお開きいただきますと、この特別委員会が設置をされました経緯でございます。平成22年の10月5日開催の予算・決算特別委員会、ここで、議員から本件に関する質疑が行われ、その後、議員提出議案、これが提出をされましたが、これは賛成少数により否決をされました。そして、平成22年11月の第4回定例会継続会におきまして、議員提出議案として、行政事務執行に伴う真相究明のための調査に関する決議、これが賛成多数で可決をされたというものでございます。こちらの特別委員会、定数は12名、当時の委員の名簿がこちらのほうに記載をされております。委員長は石渡伸幸氏、そして、副委員長は木村正明氏でございました。調査事項は、公共施設適正配置構想時の公共工事に関する事項でございます。

次に、ただいまの賛成多数により可決をされた決議の内容、これは次ページ、4ページのほうに記載がございます。

次に、こちらの委員会の開催状況でございます。平成22年の12月7日を皮切りに、以下、平成23年3月23日のこちらの中間報告に至るまでの延べ13回にわたり、開催をされたというものでございます。

次に、6ページをお開きください。こちらは、こちらの委員会の具体的な調査内容について、記載をしたものでございます。まず、調査方針、そして、こちらの100条のそもそもの調査権の概要について、こちらのほうには記載をしております。また、以下、この委員会の証人の出頭要請、あるいは、委員の発言、証人尋問の進め方、そして、資料要求等々について、こちらに記載がございまして、9ページになりますと、証人尋問及び主な尋問事項というのが、こちらに記載がございまして、こちら、証人として、元千代田区の経理課長が証人として尋問を受けているというものでございます。また、平成23年1月21日、第6回、こちらにおきましては、元千代田区の建設営繕課長が証人として、委員会に呼ばれ尋問を受けていると。そして、平成23年2月、第9回になりますと、こちらは、また新しい証人として、元千代田区建築環境部長が証人として尋問を受けておきまして、最後に、平成23年3月11日の第11回、こちらが当時の区議会議員の証人、また、補助人として弁護士が同席をしているというものでございます。

次に、こちらの11ページになりますけれども、これは、この委員会が採用した資料、こちらの提出者は共産党の木村正明議員でございました。平成23年1月26日、第7回の委員会に提出をされ、また、13回の委員会にも提出をされているものでございます。

12ページのほうは、こちらは、当時の出席理事者と提出資料、そして、議論の状況について、概要を記載しております。

次に、13ページになりますと、これは、この中間報告時点における調査結果につきまして、記載をしているものでございます。当時の契約手続及び校舎解体工事手続を巡る動き、まず、談合罪、そして、指名競争入札について、業者選定委員会について、旧西神田小学校校舎解体工事と業者選定委員会について、入札結果について、そして、17ページになりますと、元経理課長について、当時の中村つねお議員について。そして、18ページになりますと、入札に関する当時の議員からの働きかけの有無について。そして、21ページになりますと、こちらは、働きかけがあったとされる時期以降の展開について、記述をしております。

そして、23ページでございまして、まとめといたしまして、ここまでの証人の証言、そして、議員の論述といえますか、それを否定してきているといったところから、この委員会では、当時の議員から元経理課長への不正な働きかけの有無について、本委員会では判断することができなかった。しかしながら、当時、ホテルで、元経理課長と議員が会ったことは確認されていると。

そして、この当時の区立小学校校舎解体工事契約が適正に締結されているかといったことについて、まず、談合の成否について、こちらにつきましては、まず、不当な働きかけ、24ページになりますと、不正な働きかけ、不当な働きかけをした人物、この不当な働きかけをした人物が当時の議員かどうかということについては、この特別委員会では判断することはできなかったと。

そして、この小学校校舎等解体工事の入札について、こちらにも24ページで経過を記述しております、最後に、まとめといたしまして、この当時の調査として明らかとなったこと、同じ事業者が複数回、入札事業者として指名されていた。現場説明に指名事業者が一堂に会していた。入札金額の根拠となる積算資料を提出させていなかった。こういったような元経理課長の証言を合わせますと、小学校校舎等解体工事全体について、談合が

行われていた疑いがあることは否定できない。また、当時の契約制度では、談合防止のための適切な措置が取られていたとは言えず、公正な契約事務執行のための組織として取り組むべき大きな課題があったといった記述になっております。

そして、26ページは、元経理課長が退職に至るまでの背景、そして、27ページでございますが、公正な区政運営に向けての執行機関の取組み状況。まず、契約制度の改善について、そして、公益通報制度の創設について。

そして、29ページでございますが、区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱及び不当要求行為の記録に関する取扱要綱の制定について。

そして、32ページになりますが、こちらは、より透明で公正な区政運営のために提案を行うとして、まず、契約制度について。そして、2として公益通報制度について。

35ページになりますが、区民要望記録要綱及び不当要求記録要綱の制定について。

そして、最後になりますが、37ページでございますが、こちら、区民に信頼される議会を目指してという形で、議会の権能をさらに強化、充実をしていく必要があるということから、千代田区議会として、当時の自治法の改正を待つことなくできる独自の改革に早期に取り組むべきであると、そういったまとめをしているものでございます。

資料1につきましては、ご説明は以上でございます。

続けて、資料2もよろしいですか。

○小野委員長 はい。お願いします。

○安田区議会事務局次長 はい。では、続きまして、資料2のほうをご覧ください。

こちらは、政治倫理条例を定めております新宿区、墨田区、北区、こちらの政治倫理条例、これを具体的に内容を逐条的にこちらのほうに記載したものでございます。また、都下の府中市議会におきましても、政治倫理条例が制定をされておりますので、それも、同じように、こちらに並列をして記載をしたものでございます。

最後に、事務局資料3になりますが、こちらは江東区と府中市、それぞれの自治体において、時系列で、江東区であれば、令和4年の8月に議員の起訴、これを受けて、以下、どのような対応がなされてきたかということ整理して、こちらに記載をしたものでございます。同じく、府中市におきましても、令和2年6月に府中の市議会議員が起訴されたといったことを受けて、以下、具体的な取組状況等を時系列で記載したものでございます。

資料のご説明につきましては、以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

資料の説明を受けましたので、委員の皆様からの質疑をお受けしたいと思っております。

結構なボリュームの資料を今お渡しいただいているので、先ほど申し上げたとおり、一旦、資料を読み込んでいただいたりだとか、基本的な知識というところを皆様で共有してから、陳情審査も含めて、様々な議論に入っていくのかなと思っておりますけど、現段階で、もし、何かありましたら、お願いいたします。

○田中委員 こちらの具体的なものに入る前に、資料を拝見すると、前回、資料請求していただいたものは、全てはないということでしょうか。

○小野委員長 はい。先ほど申し上げたとおり、今、3点の資料がお手元にあります。このほかに、前回、先ほどとちょっと繰り返して恐縮なんですけれども、委員の皆様から要求いただいた資料の中に、公益通報制度、それから、入札監視委員会、入札の仕組み、区

との災害協定に関する内容、それから、及びその締結の相手方に関する資料ですとかなどを要求されています。

○田中委員 私は、防災の協力会の十数社がどこだったかということで、資料請求させていただいたんですけど、それは入っていますかね。

○小野委員長 ええ。今、最後に申し上げたのがそうです。区との災害協定という、防災という表現じゃなくて、災害協定で大丈夫ですか。

○田中委員 あ、災害。

○小野委員長 分かりました。災害協定に関する内容と締結の相手方に関する資料ということで、伺っています。

今申し上げたこの資料なんですけど、お手元に今ない資料なんですけれども、その説明については、今日、出席理事者がいないということもありますので、資料が用意されて、かつ、そのときに、また改めてご案内をするということになっておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、（発言する者あり）あ、失礼しました、はやお委員。

○はやお委員 非常に重要なところが、災害協定の業者が入札の札を入れるときに、得点が入るということだったので、このところについて、どういう業者なのかというのを早めに頂くとということと、何ですかね、加点するというその制度が、この前の予算特別委員会ではっきりしたんで、この辺のところの制度の在り方というのはどうなっているのか、この前のちょっと説明じゃよく分からなかったんで、その辺が分かるような資料も、今、今日、このところで確認したいんですけど、今日はいないからね。だから、資料要求の一つになると思いますけれども、ちょっと今、田中委員のほうからお話が出たんで、そのところをちょっと資料要求して。

○小野委員長 はい。それは承っていますので、今、ありがとうございます。今申し上げている、ちょっと繰り返して恐縮です。公益通報制度、入札監視委員会、入札の仕組み、それから区との災害協定に関する内容及びその締結の相手方に関する資料、それから、それに関連する説明というところで、次回以降の委員会で確認をとということになっております。

○はやお委員 じゃあ、その過程についても説明をしていただくということでいいよね、どうぞ。

○小野委員長 はい。はまもり委員。

○はまもり委員 今の資料の中身、中身について、もしかしたら、前回資料要求のときにその観点が入っていなかったかもしれないので、ちょっと、そこはご確認いただきたいのと。あと、私も、入札監視委員会の資料は次回だと思うんですけども、そこで、監視委員会にどのようなフォーマットで、その契約の情報を渡しているのか、提供しているフォーマット自体も見たくて、そこも入っているかどうか、改めてご確認いただければと思います。

○小野委員長 入札監視委員会の中にどういう資料が入っているかという確認ですね。

○はまもり委員 そうですね。

○小野委員長 今、おっしゃったフォーマットなんかも入っているかということですね。

○はまもり委員 はい。そうですね。

○小野委員長 これについて、事務局、よろしいでしょうかね、確認、一応、今、承っている。ありがとうございます。

牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと新たな陳情に関連してのことなんですけれども、2011年10月5日に千代田区議会議員政治倫理条例に関する決議というのが制定されていると。その決議そのものの資料も、次回で構わないので、出していただきたいというのと。

ご説明いただいた特別委員会の最後のほうで、政治倫理条例の制定も検討に値すると、この陳情の中でも、繰り返し政治倫理条例の必要性を議論してきたと聞いているとありますけれども、これは、どこの委員会で政治倫理条例が議論をされて、どういう結論になっているのかというのがもし分かれば、今、お答えいただければと思います。もし、分からなければ、次回までに資料で出していただければなと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

そうしましたら、新たに陳情が送付されていますので、それに伴うということで、今、要求がありました。こちらについてなんですけれども、プラスアルファ、今後の進め方について、少しご案内をさせていただきます。

一応、今後の中でも、議論に当たって、追加の資料要求というのが出てくると思いますので、それは、その都度言うてくださって、結構です。ただ、資料を要求いただく場合は、その理由というのもこの場で皆さんに共有をしたいので、ぜひ、そこまでご教示を頂くというところをご協力いただければと思います。

それでは、今、牛尾委員からありました件についてなんですけれども、そこについては、事務局のほうでご対応いただけますでしょうか。

○安田区議会事務局次長 はい。

○小野委員長 オーケーですね。ありがとうございます。

○安田区議会事務局次長 今、あれですかね。

今分かる範囲ですと、例えば、江東区議会の政治倫理に関するこの条例につきましては、政治倫理に関する検討会、これが令和5年の6月20日に設置をされまして、この検討会におきまして、この条例が検討されてきたというものでございます。（発言する者あり）

あと、他の区の状況でございますけれども、これはもう少しまた調査をさせていただきます、次回に……。 （発言する者あり）

○小川区議会事務局長 補足を。補足させて……

○小野委員長 はい。局長。

○小川区議会事務局長 今日、表にさせていただいた資料3ということで、府中市の例が出てございます。府中市に関しましては、特別委員会を設置して、特別委員会の中で、この政治倫理条例についての議論をしてきました。で、現状で、案が実は二つ出てきて、そのうちの一つが可決をされたという、そういう流れでございます。基本的には、特別委員会の中で議論をしたということでございます。

○牛尾委員 ちょっと舌足らずで申し訳なかった。

要するに、他区の例は、これを見れば分かるんですけども、千代田区の中で、この陳情によると、繰り返し議論をしてきたと聞いていると。千代田区議会の中で議論をしたというのがあったのかどうか。あったのならば、どういった議論になっていたのかというのをもし分かればと。

○小野委員長 はい。再度の説明ありがとうございます。

○安田区議会事務局次長 はい。千代田区において、この政治倫理条例について、検討といたしますか、ご意見が出てきている検討の場というのは、これまでは議会活動条件整備等検討会、そちらでございます。

○牛尾委員 はい。それ……

○小野委員長 はい。よろしいですか。

○牛尾委員 あと、決議の資料は出していただけますか。

○小野委員長 はい。あ、ついていないですね。そうしましたら、今回、新たに送付されている陳情に対しての実際の決議文ということで、そちらは、次回、ご用意いただくということですね。

かしこまりました。こちら、ご用意させていただきます。

はやお委員。

○はやお委員 この倫理条例につきましては、先ほど、受皿が条件整備検討会だったということで、正直なところ、あまり検討はされていなかったんだろうと。受皿はそこだったということで、そこで、何かといたら、これは何で条件整備検討会で話し合われなくちゃいけないかということ、全議員に関わるようなことですから、そういう形の形態の中で、受皿の中で進めなくちゃいけないということで、あくまでも、ここでやったのは、提言として、検討に値するという程度でしか、この委員会では整理ができないんだろうなと思っています。だから、これを深みでやるとなると、ほかの議員たちとの調整、会派との調整ということもあるので、この辺のところについては、対応ということ。

それと、あと、やはり前回も話しましたとおり、ここは、私のほうの課題にもなっている法的整理というところで、今日は確認が取れないんだろうとは思いますが、当然、入札についてのどうだという情報を聞いたときに、入札妨害罪になると。そして、これが間違いないのかということなんですね。その入札妨害罪になって、そして、さらに、談合についての情報を行政がやると、官製談合防止法違反となる。で、今回はあっせん収賄罪ということで、お金のやり取りが元区議会議員であったと。これ、何を言いたいかということ、ここは法的なコンプライアンス、法令遵守の問題というのをきちっと捉えてからじゃないと、いきなりまた倫理の話になると、倫理、道徳というのはさらに上のところからするんで、これ、本来であれば、違法したということは、手前の話なんですよね。最低、人間が守らなくちゃいけない、日本人が守られなきゃいけない、法律をという、そこをきちっとやらないと、いきなり倫理の話というのは、大切なことだと思いますけれども、そこは十分に整理の上では段階論がある、ステップ論があるということで、全体を認識していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

今ご提案いただいたとおり、おっしゃるとおりで、基本的なところをどの程度理解した上で、皆様と一緒に進めていくかという中で、非常に重要なポイントかなというふうに思

います。ですので、今おっしゃった法的な整理というところで、例えば、入札妨害罪ですとか、官製談合防止法ですとか、あっせん収賄罪ですとか、そういったことについての法的な基本的な理解というところも、皆様と一緒に、次回以降の中で確認をしたいと思えますけれども、その辺について、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○富山委員 資料もありがとうございます。

資料1の25ページ、まとめの部分でお伺いしたいんですけれども、当時の契約制度では、談合を防止するための適切な措置が取られていたとは言えず、適正な契約事務執行のための組織として取り組むべき大きな課題があったと結論づけられておりますので、この当時の慎重なご議論の下、解明された適切な措置が取られていなかったという部分が何なのかということと、取り組むべき課題として、何が挙げられていたのかということと、現状、どうなっているのかということをお教えいただきたいんですけれども、資料要求でお願いいたします。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。今、資料要求がございました。そうですね。これ、今ご覧いただいている、こちら、非常にボリュームがある中で、少し先ほどご説明いただいた中での追加の資料の要求ということでございます。この辺りも、皆様一緒に理解をしたほうが進めやすいのかなと思いますので、こちら、資料については、ご用意いただくことは可能でしょうか。（「所管に確認」と呼ぶ者あり）所管に確認ですね。承知いたしました。

○富山委員 ありがとうございます。

○小野委員長 よろしくお願いたします。

ほかはいかがでしょうか。

○はまもり委員 すみません。ちょっと新たな資料要求でも大丈夫ですか、今、ここの…

…

○小野委員長 新たな資料も、その理由というところもご教示いただければと思います。

○はまもり委員 はい、分かりました。

今、ホームページで、支払経過報告書と随意契約書って、公表されていると思うんですけれども、これをエクセルデータというか、データで頂きたいなと思っていますと。なぜかということ、ちょっとそれも相談になると思うんですけれども、今、PDFで資料が、これに限らずなんですけれども、共有されていて、これが区民の方にそれをもって情報公開というふうになっているんですけれども、なかなかPDFで探していくというのが難しいなと思っています。官公庁のデータというのは、それを自由にいじれるようにというか、エクセルとか、人口データと同じようにいじられるようになっていくといったところが、透明性を高めるやり方なのかなというふうに考えていまして、そこがエクセルで頂けないかというのがご相談になります。あと、500万円以上のものが過去5年分、出せるかどうか。

○小野委員長 今回の——おっしゃる理由は分かりました。ありがとうございます。まず、今回、何のためにこの特別委員会をやっていくかという中で、どこまでの資料というものをそろえて、皆様と確認をしていくかというところなんですけれども、今、これ、契約に



関する過去の契約の書類一式ということですよ。これは、具体的にそれを用意して、何をこの委員会で例えばやるとかというのまでちょっと追加でご説明をお願いします。

○はまもり委員 はい。こういった状況になっている——私たちが、結局、過去の契約書を見ても、不正があるかどうかというのは分からないと思うんですけども、先ほどの入札監視委員会に出しているフォーマットとも比べたいところではあるんですけども、過去の契約がどのような相手とどれくらい結んでいるのかとか、あと、入札率が幾ら、落札率が幾らぐらいだったのかとか、そういうものが一覧で見れるということが重要だなと思っていて、最終的には、私たちがというよりは、区民に見てもらおうように、提出されたデータを区民が自由に加工もできるようにといったところが、一つ、オープンデータとかを進めている総務省の指針にも合ったものなのかなというふうに考えて、要求させていただいたというものになります。

○小林副委員長 ここも同じ。

○小野委員長 同じ。エクセルですよ。

○小林副委員長 のほうが使いやすい。

休憩……

○小野委員長 はい。そしたら、ちょっと一旦休憩させてもらって……

午後4時05分休憩

午後4時10分再開

○小野委員長 それでは、再開いたします。

それでは、資料については、一旦、様々ご意見も頂きましたけれども、こちらでもまた検討させていただくなりということで、引き続き進めてまいりたいと思います。

それでは、ほかはいかがでしょうか。

そのほか、今後の進め方についてのご意見というところがあれば、お伺いいたします。今、いろいろ資料がありましたけど。

○白川委員 私、はやお委員のおっしゃったことが非常に腑に落ちまして、確かに点数制というのがあるんであれば、それが透明化されているかどうかというのがポイントだと思います。それで、私、嶋崎さんとこの半年ぐらかなり親しくさせていただいて、よく分かったんですが、やっぱり地元を愛している方で、地元の業者を何とか引き上げたいという気持ちがすごく強かったんですね。それが悪い方向に働いたのかなというふうに、今、思っております。

それで、結局、地元をどう考えるか。要するに、地元の公務員をやっぱり引き上げたいと、千代田区議会として、区議会の議員として、地元の工務店なり、建設業者の人たちにできるだけ活躍してほしいとか、そこで、ちょっとあまり親しいと、悪いことが起こるんであれば、点数制というのがオープンであり、それが標準化されていて、そこで、どこかの議員が関与するという部分がなければ、こういった不正って起こりにくいかなと思います。ですから、私は、はやお委員のおっしゃったところを突き詰めるというのが、ここでは重要かなというふうに考えます。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

先ほどのあれですよ、災害協定のその協定にという、（発言する者あり）この間の、そうですね、予算のところでも出てきたことですね。

じゃあ、これは、いずれにしても、資料が必要というところですので、また次回以降ということで、お願いいたします。

ほか、進め方のところで何かご意見などございますでしょうか。

○えごし委員 様々、資料要求もあって、今後、確認していくことってあると思うんですけど、私、これからこの委員会で検討をしていくという上では、大事なことというのが2点あると思っていて、現状の把握と、あと、課題の洗い出しなんじゃないかなと思っています。その上で、区側も、今、再発防止策検討委員会とか、有識者会議を立ち上げて、今、職員のアンケートも行っていただいていると思います。そこから、多分、課題を洗い出しして、それに対して、どう防止していくのかというところを検討していくんだなと思っています。

そういう意味では、やっぱり先ほどというか、この委員会の趣旨としては、あくまで区議会としての、もう自らの再発防止策をしっかりとめて、区民の皆様に対する信頼回復をしていくことが目的じゃないかなと私は思っていますので、そういう意味でも、議会側としてのこの現状の把握と課題の洗い出し、これもしっかりしていかないといけないんだなと思っています。もちろん、さっき資料要求とかがあったとおり、区側のやっていた、そういう職員アンケートとかの内容とかも、ぜひ、また提示していただいて、それに対して、意見とかも言う場も設けていただきたいと思うんですが。

先に、この区側のアンケートの情報とかというのは、また頂けたりするんでしょうか。そこはどうなんでしょうか。

○小川区議会事務局長 これ、直接、具体的には確認しなければ分かりませんが、集計の結果については、やはり非常に重要というふうに捉えているというふうに思いますので、報告があるというふうに考えてございます。

○えごし委員 すごい……

○小野委員長 はい。えごし委員。

○えごし委員 すみません。職員との議会との関係というところも話もありましたので、非常に大事だと思うので、ぜひ報告いただいて、また意見交換したいと思います。

あと、もちろん、区側の、この委員会の調査検討した結果を報告してもらって、その質疑など、このチェック体制として、しっかりチェックしていくということも、この委員会で必要だなというふうに思うんですけども、先ほど話したとおり、議会側としての本当にこの課題の洗い出し、また、しっかりと再発防止していくのかということ話を話し合っていく上では、例えば、区議会、また、この議員としての様々な問題に対して、どう何というのかな、認識をしているのか。例えば、やっていいこと、また、やってはいけないことというのは色々あると思うんですけども、そのことをどうちょっと認識しているのかという、そういう認識度のチェックのようなものも行ってはどうかかなと思っています。というのは、アンケートとかで、例えば、こういうことやったことはありますかとか、こんなことはどうですかというところではなくて、本当にあらゆるこういう事象に対して、やったことが、こういうことはやっていいと思っているのか、こういうことをやっちゃいけないと思っているのか。ちょっと内容としては色々検討はあると思うんですけども、そういうところも必要なのかなと思います。

なぜかという、そういうことをすることによって、今、自分たちがどういう捉え方、

事象に対して、どういう捉え方をしているのかとか、こういうことは問題だからやっちゃいけないなと思っているのか。それか、もしかしたら、こういうことまでやっていいと思っているのかとかということとかも、結構、細かい部分で分からないこともあると思うんですね。そういうことが分かれば、例えば、それに対して、ここはもっとしっかりと制度について勉強して、理解していかないといけないんだなと思ったりだとか、さらには、そのことについて、もっと間違った認識をしている方がいたら、それは改めないといけないんだなとか、あと、もっと、例えば、これに対してはしっかりルールを決めて、それを規制しないとけないんだなというようなことが分かれば、それをしっかりルール設計していくとか、取りあえず、しっかりと現状を把握して、それに対する課題が何かというのを明確にして、それを、どうこの議会側として、再発防止に向けて取り組んでいくのかというその部分がないと、何かこの検討委員——あ、検討委員会じゃない、特別委員会で検討していくこと、何を実際検討していったらいいのかというのが分からなくなっちゃうと思うんですね。なので、私はそういうことも必要だなと思います。

その上で、様々、法令のことであったりとか制度のことであったりとか、必要な勉強するところもしっかり勉強させていただいて、また、この議論をするという内容もすごい私としては必要だなと思っております。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

牛尾委員。

○牛尾委員 皆さんおっしゃられるとおり、現状の把握と課題の洗い出しというのは、それは必要だと思います、本当に。ただ、忘れてならないのが、今回の事件の出発点というのは嶋崎議員の働きかけから始まったということなんですね。確かに白川さん言うとおりの、地元の業者の方々には活躍していただきたいというものは私も一緒に、例えば、コロナのときに、地元のお米屋さんが本当に売上げが減って大変だから、学校で扱ってくれないかという要望を受けたときにも、私、議会の場で、地元のお米屋さん、学校で扱ってくれないかというような質問もいたしました。それは、陳情なんかを出されて、実現したんですけども、今回は、ルール違反でやっちゃったと。ここが問題で、やっぱりルール違反をさせない、地元の企業やお店が本当に活躍してほしいという思いは本当によく分かるんですけども、ルールにのっとって、それはやるべきで、今回、ルール違反をしたわけで、このルール違反をさせない抑止策というのが必要なんじゃないかと。それは、私は、政治倫理条例で考えているんですけども、そういった抑止策というのを、ここの場で議論していければいいんじゃないかなと。そのためにも課題の洗い出し——現状の把握、課題の洗い出し、これがほんと必要だと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

副委員長。

○小林副委員長 要は、コンプライアンスなんですよ。法令遵守をどうしていくかという中で、先ほどから言っているんですけども、委員の方から出ました、この題名がそもそも今回の委員会の特別委員会の名前が「契約にかかる不正行為」なんですよ。契約に関わりある不正行為とは何なのかと。これがコンプライアンスなだけけれども、そのためには、先ほどから言っている入札妨害罪とか、官製談合防止法違反とか、あっせん収賄罪とかというのにどんどんなっていっちゃったわけだから、そうならないための基本的なコンプラ

イアンス、法令遵守をするということがまず分かっていないといけないんですよ、議員の中で。議員、我々がこれからやるには。そこを犯しちゃうから、犯罪になっちゃっているんで、最低、そのところは押さえていこうというのが、前回からの流れかと思うんですね。

そのためには、千代田区の今の契約制度はどうなっているのかと。先ほど言った変遷がどうなってきたのか。この100条をやったときは、まさに、ここで、まとまったわけですよ。一応のまとまりはしたけど、それ以降にやっぱりこういう事件がまとまっているのに起きているという事態も、そこからまた流れている変遷、ポイント制もそうなんですけれども、地元で優遇するというシステムがあるわけですよ、そもそも。地元の人には入札に入っているよという、初めからそういうのがありますよね。そういう仕組みの中で、それ以上のことをやっちゃうから、犯罪になっちゃったんで、それも含めて、そういう入札の仕組みも、電子入札が出てきているわけなんで、それも含めて、これ、全体的な、コンプラも入って、全部、ポイント制も先ほど地元のこともそうなんですよね。その辺のも全部渡して、今日に至る経緯、変遷を学んでからだと思うんですよ。それを学ぶような形で、とはいっても、資料請求もたくさん出てきているんで、資料請求の中から、現象的に押さえておかななくちゃいけない資料も押さえながら、やっていかななくちゃいけないと思っています。

一つは、それをやるにも、今、個別つまみ出しだけやっていると、ちょっと時間がかかり過ぎちゃうんで、まず、最低限のところを皆さんで共通認識に立つというふうにするためには、一つのところは、勉強会がいいのか、講習を受けるのか、研修するのも含めて、流れを、そういう流れで、一つはやっていきながら解決していくというほうが良いと思うんで、その辺のところは共通認識になれば、かなり委員会としては進むのかなと思うんですけどね。

○小野委員長 はい。はまもり委員。

○はまもり委員 今後の進め方のところで、一つは、ご提案ではあるんですけども、今、結構、いろんな資料請求とかが出てきている中で、どんな観点なのかって、今、副委員長もおっしゃったような、例えば、入札の仕組みであったり、契約制度の話、それから、防止の仕組みとか、あと、協定の仕組みとか、四、五個ぐらいのところは、今、観点として上がってきていると思うんですけど、もし可能であれば、ちょっと一枚紙みたいなもので、今回の委員会の目的って、こうでしたよねと。それに対して、今、現状把握として、この五つぐらいが上がっています。もしかすると、ここの五つ全部を深掘りするかわからないんですけど、五つぐらい上がっているよね。で、今、資料要求として、こういうものが箇条書で五つ資料が上がっていますみたいなことで、ちょっと、この場で、今、私たちが何について現状把握を深めようとしているのか、出てきているものをちょっと整理して、資料に整理していただくこととあって、可能ですかね。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

そうですね。今、進め方について、皆様にもご意見をたくさん頂きましたので、まず、そもそも特別委員会の中でどういうことを達成していくかというところで、一つは、この特別委員会の名前にもなっている再発防止、特に不正とか、不祥事のない信頼できる議会というところだと思しますので、そのために、それを実現していくために、実際にどんな

課題があるのか、その課題の前に現状の把握ですとか、先ほどもご意見ありました。課題の洗い出しですとか、そういったところをしっかりといきつつ、道筋を一つつくっていくというのは非常に大事なのかなと思いますので、今日、ご意見いただいたものを、正副でお預かりいたしまして、一旦、今後についての流れというのを組みたいと思います。

特にご意見、今日、とても多かったのが、やはり法的なことですとか、契約の制度とか、その辺りのところの基本的なことをしっかりと皆様で把握した上で進めていくということで、副委員長からもありましたけれども、例えば、それが勉強会なのか、研修会なのかというところも含めて、みんなでインプットをしていくというところも一旦お預かりをして、進めていきたいというふうに思っております。

いかがでしょうか。

白川委員。

○白川委員 おっしゃったとおりでいいと思うんですが、契約制度を、ここで、話がちょっと無駄が多いかなと思います。というのが、行政側で今やって、第三者委員会を使って、やっているものですから、あくまで議会の本来の目的って、行政がやったことのチェックですので、もし、契約制度というものに手をつけるのであれば、その透明化ですね。要するに、議会でもチェックするもの、要するに、監視するものですから、それを見える化することができるかどうかと。見える化できる何かがあれば、それを提案するというところまでだろうと思います。ですから、契約制度自体を手をつけるって、ここでは、もうかなり時間の無駄ですし、ダブってしまうという部分もあるので、透明化に絞るべきかなというふうに思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

そうですね。そういう意味でいうと、今、本当に白川委員おっしゃるとおりで、契約制度を、私たちが理解をするというような基本的なことの理解という程度で、その制度そのものをこちらで何かやっていくということではなくて、今、執行機関側でやっていらっしゃることを、都度、共有をしていただいて、そこに対して、質疑をしていくというような、そんな感じになるかなと、そこは思っております。

はやお委員。

○はやお委員 今後の進め方ということにはなるんですけども、前回は話しましたように、こういう問題を解決するというのは、大体、基本的なパターンがあるんですね。先ほどもありましたように、現状分析をして、あと、目指すべき理想は何かということを整理する。そのギャップの中に課題があり、そして、また施策が出てくるんですね。その中に、現状把握という中に、真相究明という言葉があって、そのところが、痛いところだけど、やらざるを得ないだろうと。現状がこうだったということで。そして、それで、理想の目的は、じゃあ、何なのかといったら、公平、公正な入札制度にすることなんですよ。そのことが、区民に対して、安心を与えるということなんですね。じゃあ、それをするためにどうするのかと。できないことも現実あります。そして、じゃあ、その理想と現実のギャップに課題がこうある。じゃあ、その課題について、どういうふうに対策とか対処ができるかと。でも、対策とか対処ができるかというところまでいかないかもしれない。でも、課題の抽出はできて、議会としても、その対処をここまではやりましょうねということで、提言をするということではできると思う。そこをちゃんと一つ一つブレイクダウンして

いかないと、話が全部丸まっちゃっているんで、まずは、現状分析をして、場合によっては、ここの今回起きた真相究明ということで、現状はこういうことだということをしっかり見詰めることによって、目指すべき理想のいろいろなところのギャップがはっきり見えてくると思うんですね。だから、そのこのところをぼやかした瞬間、我々のこのところについては、不正行為の再発防止には至らない。現実には厳しいことだと思います。入札制度については、電子入札しながらも、入札不調で終わったりするのは何だとしたら、必要悪もあるじゃないかというような言い方も出てくるときもあるんですよ。そこに本当にどうなのか。場合によっては、結局は、入札のところは、基礎工事なんかをどんどん上積みして、この前の万世橋出張所も20億の請負契約が明らかになって、31億1,000万って、11億もなっちゃっているんですよ。そういう中で、決してもうからない体制にはなっていないと思うんです。

だから、どういうふうになっているのか。やっぱりビジネスですから、業者ももうからなくちゃいけないんです。だから、そのこのところを本当にはっきりとふんどし——あ、ふんどしと言っちゃいけない、はっきり絞り込んで、このことを議論していかないと、また起きると思います。だから、ここのところ——でも、また起きるといったって、本当に異常なことだと思います。もうとにかく聞いたら入札妨害だと分かっているのに、それを職員が聞きながら教えてしまう。そしたら、本来であれば、ここのところについては、公益通報で訴えなくちゃいけないんですよ。そこも全部ノーチェックでどんどんどんどん行っちゃっているよといったところについて、本当に事象の一つ一つの中で、制度がきちっとチェックされていたのかということは確認しないといけない。そのこの切り口もある。全ては現状がどうであって、理想はどうやって目指すかということの中で、一つ一つ切り口を設けてやっていく、そういう整理の仕方が、普通、分析をしていくという上では、やっていくことだろうと思っています。

以上です。

そのためには、ちょっと言っておかなくちゃいけないのは、せめて2013年ぐらいのときの落札率ぐらいなことについては、経緯・経過が分かるようにしなくちゃいけない——ちょっとうちの会派のほうで調べていただいて、99%って、あり得ない数字がずっと続いていたときがありますから、大概90%を切った80%ぐらい、確認をすると、そのぐらいの落札率というのが普通なんじゃないのという話も出てきています。何が普通か分かりません。だから、そういう意味で、そういうような数字の確認で、全体的な、これは資料要求にはなりますけれども、その落札結果について、2013年から当然のごとく落札率、契約金額、予定価格等々の、その辺が分かる資料を要求したいと思います。

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 今に乗っかりますと、現状把握という部分で、やっぱり事件については報道が一番深掘りしてあるというんですかね、警察が一番調べているというところで、報道ベースの情報を基本とするというのがいいかなと思います。それで、最終的には、倫理的にどうするかという話になるんですが、理想は、倫理がなくても、その人がたとえ倫理的な人間でなくても、不正ができないように、透明化するというところに行き着くわけですよ。だから、倫理で何とかなるというふうに考えるべきではなくて、もちろん、倫理条例をつくることは、私は反対はいたしません。倫理の話をするれば、我々が倫理的になっ

て、これから悪さをしないということはないというふうな前提の下に、性悪説の下に透明化をしていこうという話をすべきだと思います。

それで――あ、いいです、そこまでで。

○小野委員長 はい。今ご意見いただきまして、まず、先ほど、はやお委員からもいろいろご意見がありまして、追加の資料要求もあったんですけども、今回のこの目的というところ、目的というか、先ほどのは目標かなと思ったんですけど、公正、公平な契約というのは、これは執行機関が今やっていることなんで、これ、上がってきたものについて、そこについて、気になる点ですとか、ここはどうなんだということは、それについて、質疑をしていただくということが、今後、想定されるのかなというふうに思っております。

そんな中で、今、例えば、透明化するというようなところで、一つ、先ほど牛尾委員からあった抑止策というところの中の手段の一つとして、透明化というのがありましたけれども、これもそういうものが上がってきて、要は、今、課題の洗い出しですとか、問題点ですとか、それから、そこから課題化して、何をどう解決していくかというのを、今後、執行機関側はやっていくと思います。その中で、どういうことがこちらで質疑しながら、あちらが、例えば、何か気がついていないこととか、こういう漏れはどうですかとかということが可能なんであるとしたら、それは上がってきたからの話なのかなというふうに思っております。

○はやお委員 すみません。

○小野委員長 はい。はやお委員、どうぞ。

○はやお委員 ちょっと、今までの普通の下から上がってくる議案をする話じゃなくて、これは、あくまでも制度のことについて、二代表制であるから、下の上がってくる情報も欲しいんですが、そここのこともうのみにはできないわけですよ。何かといたら、我々は、我々の独自の戦い方で調べるところもしていかないと、チェック機関としての機能を僕は果たせないと思っているんですよ。したがって、出してくるのは何が問題かという、結局は、場合によっては、誰だか分かりませんよ。現実、組織防衛する可能性もあるわけですよ。だから、本当に第三者機関をつくったからという話の中で、そこまで全部がうのみにできるかというところを、下から出てきたものに対してではなくて、常に自分たちで横にらみをしていくというぐらいのスタンスでやっていかないと、ここは、あくまでも独立した機関ですから、下のものを、議案を聞いて、それを質疑するわけじゃないですから、だから、やっぱり、私は、そここのところについては、ちょっと今スタンスが僕は違う、委員長のスタンスは違うと思っているんですけど。

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 あくまで、この委員会というのは、我々、議員が反省をして、議員がどうあるべきかということを考えているところですので、行政機関のチェックをしながらも、そこ、要するに、自分の中を極めるというのが求められているわけですよ。だから、ここで行政を掘り起こすというのは、私はちょっと違うと思います。我々がどう反省するかというのを考えるべきだと思います。そこまでをゴールにしないと、ちょっと時間的に間に合わないと思うんですよ。

○小野委員長 はい。田中委員。

○田中委員 この問題を語るに当たって、やっぱり議会と行政との関係、一部にしても、

というのを考え直さないといけない部分はあると思うんですね。こちらだけとか、あちらだけではなく、そこの関係ですよ。今回の第1回定例会でも、ちょっと疑問に思うようなことがありました。それはいつかお話しするかもしれませんが、そういう自分の経験、体験からしても、議会への行政からの力とか、パワーバランス、そういうものが一部ちょっとおかしくなっている部分はあるんじゃないかなという気はします。

○小野委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 さっき田中さんの言うとおりの、議会の側だけでも駄目だし、区側だけでも駄目だし、やっぱりお互い協力し合って、再発防止をやっていくということは、必要だと思うんですね。ただ、やはり白川さんがおっしゃったとおり、この特別委員会で主とすべき議論は、議会の側、議員の側でどうやって再発防止をやっていくかということに視点を置かないと、なかなかこの入札制度の問題まで踏み込んじゃうと、確かにおっしゃるとおり、議論が膨大になっていくんじゃないかなという気がします。

○小野委員長 はい。はまもり委員。

○はまもり委員 私も、皆さんのお話を聞いていて、議論が膨大になってしまうことは避けたいというか、あそこまで持っていくことではないのかもしれないんですけど、やっぱり現状把握なんですよ。現状把握でどこが問題かといったところに、まず、一番最初に時間をかけていくことになるので、その中で、どれぐらい、幾つか出てきた現状把握、それから、それに対して、さっきはやお委員がおっしゃっていたような問題が分かって、その中で対応ができるような、私たちが現実的に対応していく課題って何なんだというふうに出てきたときに、その対応策について、どこまで踏み込むかといったところは、それは、状況とか既に出ている組織、区、行政側の情報とかも照らし合わせて選んでいくというふうになると思うので、今のところで、何ですかね、ここだけやるというふうに判断するのが難しいなと思うんですよ、いろいろなものが組み合わさっている。私も、その問題が何かをやっぱりしっかり把握したいので、そういう意味だと、そもそも何があったんだって、事件のことは考えなくていいと思うんですけども、契約に係る不正行為といったものは、現状、どういうことが制度としてあって、どういう仕組みになっていて、どんな関わりがあるのかというのを一度把握した上で、そこから、やっぱり問題、課題って、落とし込んでいったときに、どこまでやるのかというのは、そこで改めてみんなで話をして、もう、ここはここまで踏み込まないでやっていこうとか、ここを重点的にやっていこうとか、そこが再度話し合ってもいいんじゃないかなというふうに思います。

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 理想的にはおっしゃるとおりなんですけれども、例えば、落札率が99で、おかしいといったときに、それを突き詰めるというだけでも、膨大な作業が必要なわけですよ。そうすると、今回、（発言する者あり）うん。つまり、それをここでやるというのは、私は不可能だと思います。ですから、今後、そういうことが起こらないように、きちりやると。今後は、もう、そういうことは許さないぞということをやるのは賛成なんですけど、過去のことを掘り起こして、現状把握を、理想なんですけども、ちょっと現実的ではないだろうと思います。

○小野委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 また何か白川さんと応酬するわけじゃないんです。理解を深めるために、



私が99%、じゃあ、何で99%って、そのことの数値を掘り起こすつもりはないんです。例えば、傾向が出てくるはずなんです。例えば、〇〇さんの、例えば、今回の議員が携わっているときには、99%で落札されていたねというのが、傾向が出てくるはずなんです。それで、普通だと80、だから、こういうふうな状況の中で、あ、傾向、トレンドを見て、何のあれかということ、それで、それぞれ広がり過ぎちゃいけないから、さっき言った、じゃあ、ここに掘り下げていこう、大きな原因になりそうだからというところは、先ほど、はまもりさんがおっしゃるように、みんなで話し合いながら絞っていくというのが、選択していくというのが、集中と選択をしていくというのが、私は大切なことだと思っていますから。

あと、一番考えなくちゃいけないのは、掘り起こして、その数字がどうのこうのということなんてできませんよ、はっきり言って。

○小野委員長 よかった。

○はやお委員 ただ、傾向を捉えていくときには、数字はうそをつかないから、こういう傾向だったのねということから、また分析が始まってくるだろうということと言いたかったんです。一応、そういうことですね。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。捜査が始まるのかと思いました。

ほかはいかがでしょうか。

はい。岩田委員。

○岩田委員 資料1で出していただいたもの、調査特別委員会の中間報告書ですけど、これ、最終報告書というのではないんですかね。これ、中間報告書であるがゆえに、何か、例えば、何々であった、疑いがあることは否定できない、課題があったで、終わっちゃって、中途半端な感じなんですよね。だから、それ、もしも、最終報告書があるんだったら、それを出していただきたい。

○小野委員長 はい。（発言する者あり）

そういう意味で申しますと、タイトルは中間報告なんですけれども、実際には、こちらが最終報告ということになっておりますので、ちょっとそこは紛らわしくて申し訳ございませんけれども、これで……（発言する者あり）

はい。休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時44分再開

○小野委員長 再開いたします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本当に精力的にたくさんご意見を頂きまして、実際に、まずは、先ほど、はまもり委員もおっしゃいましたけど、繰り返しになりますけれども、法的なこととか、契約制度とか、この辺の基本について、まずは、皆さんで理解をするというところから、一旦、スタートいたします。

富山委員、どうぞ。

○富山委員 先ほど、皆さんからお話があったんですけれども、やっぱり執行率99%というの珍しいし、限りなくゼロに近いですが、たまたま起こり得ないことではない（発言する者多数あり）という部分もあるので、やっぱり、そういう過去の、過去の部分を掘

り下げるといふよりは、どういった制度の抜け道があって、ここにどういったフィルターだったりが、それを通報する制度があつたりしたら、このような事態が今後再発防止できるかという議論を念頭に置いて進めていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

今回、公益通報制度ですとか、その辺りのところも資料要求を頂いているところなんですけれども、次回以降のご案内というところになりますので、ぜひ、そういったものがそろったところで、またその辺りについても皆様に精力的なご意見を頂戴しながら、進めていければなというふうに思っております。

ありがとうございます。

皆様からたくさんご意見いただいたんですけれども、まずは、今日のを、一旦、正副でお預かりいたしまして、整理して、また改めてご相談させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

以上で、2の今後の調査の進め方についてを終了いたします。

次に、3のその他に入ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。事務局から何かございますでしょうか。（発言する者あり）

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまです。

午後4時46分閉会